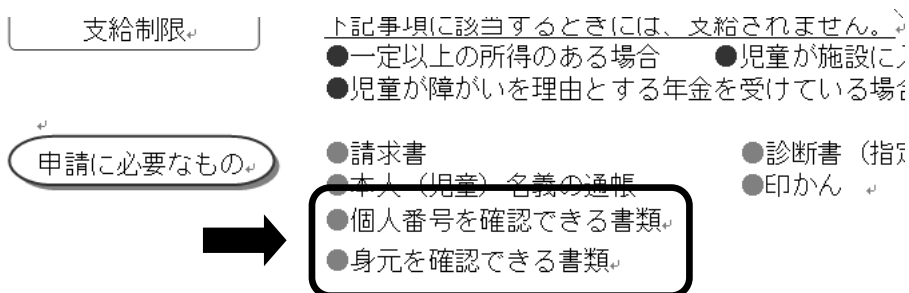


## 社会保障・税番号制度における必要書類について

このたびきでご案内した各種手続きの中には、「**個人番号**」及び「**身元（実存）**」の確認が必要なものがあります。

各種手続きのページの「申請に必要なもの」に「**個人番号を確認できる書類**」及び「**身元を確認できる書類**」と記載されている場合は、下記（１）（２）の書類を提示してください。



### （１） 対象者の個人番号を確認できる書類 ※以下の書類から 1 点提示してください。

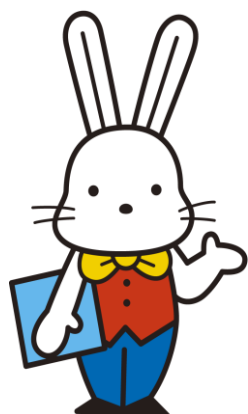
- 個人番号カード
- 通知カード
- 住民票（個人番号が記載されたもの）
- 記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

### （２） 対象者の身元を確認できる書類

- 個人番号カード ※個人番号と身元の確認を 1 枚ですることができます。

- 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等官公署から発行された顔写真付きの書類から 1 点提示してください。

- 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等官公署から発行された書類から 2 点提示してください。



申請者ご本人が窓口まで来られず  
 使用者が代わりに申請する場合は、  
上記（１）（２）の写しを提出してください。  
 その際、使用者に個人番号が見えないよう書類  
 を封筒に入れて渡してください。